

訪問看護ステーションあうら 契約書兼重要事項説明書

株式会社あうら（以下「事業者」という）の、訪問看護ステーションあうらが利用者に対して行う訪問看護サービスの提供にあたっての重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

（１）事業所の名称・所在地等

事業所名	訪問看護ステーションあうら
所在地	青森市幸畑２丁目６番１０号
電話番号	０１７－７５２－９１１９
FAX番号	０１７－７５２－９１１２
事業所番号	０１９０２２８
サービス提供地域	青森市（旧浪岡町を除く）

（２）事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	１人 (看護職員と兼務)		訪問看護の業務 及び従業者・業務の管理
看護職員	看護師 准看護師	４人以上		訪問看護の業務にあたる
理学療法士等	理学療法士 作業療法士	３人以上	１人	

（３）サービスの提供時間

営業日時	月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時３０分 (緊急時、その他必要な場合はこの限りではありません)
休業日	土曜日・日曜日・祝日 ８月１３日から８月１５日・１２月３０日から１月３日
その他	２４時間対応可能です

2. 訪問看護の内容等

（１）訪問看護の内容

- ①病状、障害の観察
- ②清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防、適切な褥瘡対策の計画作成、実施、評価
- ⑤リハビリテーション(理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環として、看護職員の代わりにさせる訪問となります)
- ⑥ターミナルケア(死後の処置も無料で実施いたします)
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他、医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書等

①利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」等に沿って、「訪問看護計画書」を作成し、内容を説明し交付します

②施設入居利用者に関しては、「訪問看護計画書」について、利用者及び利用者の家族等に代わり施設職員が内容等を確認し押印します

(3) 訪問看護師等の禁止行為

訪問看護職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

③利用者の同居家族に対するサービスの提供

④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)なお、実施する場合は、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う

⑥その他利用者又は家族等に対して行う、宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

3. 利用料その他の費用の額

訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用は次のとおりであり、厚生労働大臣が定める基準により算定します。また、訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者又はその家族に対し、趣旨の理解を得ることとします。

(1) 基本利用料(診療報酬により計算)

管理療養費 (1日につき)	月の初日の訪問(機能強化型訪問看護管理療養費1) 2日目以降の訪問	13,230円/日 3,000円/日
基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	・看護師による場合 週3日目まで5,550円/日 週4日目以降6,550円/日 ・准看護師による場合 週3日目まで5,050円/日 週4日目以降6,050円/日 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合 5,550円/日	
基本療養費(Ⅱ) (1日につき)	同一建物内居住者で同一日に2人に医療保険にて訪問した場合 基本療養費(Ⅰ)と同様の金額 同一建物内居住者で同一日に3人以上に医療保険にて訪問した場合 ・看護師による場合 週3日目まで2,780円/日 週4日目以降3,280円/日 ・准看護師による場合 週3日目まで2,530円/日 週4日目以降3,030円/日 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合 2,780円/日	
・夜間や早朝(18:00~22:00、6:00~8:00)に訪問した場合2,100円/日、深夜(22:00~6:00)に訪問した場合4,200円/日が上記金額に加算となります。		
基本療養費(Ⅲ) (1回につき)	入院中一時的に外泊した場合(入院中2回を限度)	8,500円/回

(2) 加算

加算	加算の要件	加算額
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。	780 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子情報処理組織の使用による請求を行っており、電子資格確認を行う体制を有している場合。	50 円/月
24 時間対応体制加算	利用者の同意のもと、24 時間常時対応できる体制を実施した場合。	6,800 円/月
特別管理加算 ※ 1	特別な管理を必要とする利用者に対し、計画的な管理を行った場合。	加算①5,000 円/月
		加算②2,500 円/月
ターミナルケア療養費	在宅で亡くなられた利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対し、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に説明した上でターミナルケアを実施した場合。特別養護老人ホーム等にて看取り介護加算等を算定している場合は 2 を算定。	1. 25,000 円 2. 10,000 円 /該当月
長時間訪問看護加算	長時間の訪問を要する利用者に対し、90 分を超える訪問看護を行った場合。	5,200 円/日
緊急訪問看護加算	利用者の求めに応じて、医師の指示により緊急訪問を行った場合。 イ. 月 14 日目まで ロ. 月 15 日目以降	イ. 2,650 円/日 ロ. 2,000 円/日
難病等複数回訪問加算	末期の悪性腫瘍等の方、特別な管理を必要とする方、特別訪問看護指示期間中の方で 1 日に複数回訪問した場合。 イ. 1 日 2 回訪問した場合 ロ. 1 日 3 回以上訪問した場合 括弧内の金額は同一日に同一建物内で 3 名以上へ複数回訪問をした場合の金額。	イ. 4,500 円/日 (4,000 円/日) ロ. 8,000 円/日 (7,200 円/日)
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者で、要件を満たす利用者（末期の悪性腫瘍等の者、特別な管理を必要とする者、特別訪問看護指示期間中の者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる者、利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者、	イ. 看護師等 4,500 円/日 (4,000 円/日) ロ. 准看護師 3,800 円/日 (3,400 円/日)

	利用者の状況等から判断して上記のいずれかに準ずると認められる者に対し、利用者や家族の同意を得て複数の看護師等による訪問看護を実施した場合。 厚生労働大臣が定める場合(末期の悪性腫瘍等の者、特別な管理を必要とする者、特別訪問看護指示期間中の者)はハではなくニとなります。 括弧内の金額は同一日に同一建物内で3名以上対象者がいた場合の金額。 (イ又はロの場合週に1日を限度、ハの場合週に3日を限度、ニの場合限度なし)	ハ. 看護師等 看護補助者 3,000 円/日 (2,700 円/日) ニ. 看護師等 看護補助者 (1) 1 日 1 回 3,000 円/日 (2,700 円/日) (2) 1 日 2 回 6,000 円/日 (5,400 円/日) (3) 1 日 3 回以上 10,000 円/日 (9,000 円/日)
退院時共同指導加算	入院・入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。(退院・退所につき2回を限度)	8,000 円/回
特別管理指導加算	退院時共同指導を行い特別な管理が必要な場合。	2,000 円/回
退院支援指導加算	退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合。括弧内の金額は長時間の訪問を要する利用者に対し、90 分を超える退院支援指導を行った場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合。	6,000 円/日 (8,400 円/日)
在宅患者連携指導加算	利用者同意のもと、医療機関・薬局等と情報を共有し、その情報をもとに療養上必要な指導を行った場合。	3,000 円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態の急変等に伴い、主治医の求めにより、利用者住居にて、医師、薬剤師、居宅介護支援専門員等と共同で開催されるカンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合。(月に2回を限度)	2,000 円/回
乳幼児加算	6 歳未満の利用者に対して、訪問看護を実施した場合。括弧内の金額は厚生労働大臣が定める者に該当する場合。	1,300 円/日 (1,800 円/日)
看護・介護職員連携強化加算	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、医師の指示の下、喀痰吸引等を行う介護職員等に対し支援・連携した場合。	2,500 円/月

専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合。	2,500 円/月
訪問看護 情報提供療養費 1	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、利用者の同意を得て、居住地を管轄する市町村等又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合。	1,500 円/月
訪問看護 情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保育所又は大学を除く学校等に、利用者の同意を得て、保育所等からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合。	1,500 円/月
訪問看護 情報提供療養費 3	保険医療機関等に入院・入所する利用者について、診療を行っている保険医療機関が入院・入所する保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、利用者の同意を得て、当該保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合。	1,500 円/月
特別地域 訪問看護加算. ロ	特別地域居住の利用者で、訪問看護ステーションから利用者宅まで最も合理的な経路及び方法による移動にかかる時間が 1 時間以上の場合。	基本療養費に 50%を加算

※ 1. 加算①及び加算②の対象者は下記のとおりです。

加算①

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方
- 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方

加算②

- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方
- 真皮を越える褥瘡の状態にある方
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

基本利用料及び加算の 0 割～3 割(保険の種類、医療受給等の状況により負担率が異なります)がお支払いいただく金額となります。

(3) その他の費用 死後の処置料 無料

(4) 料金の支払

○利用単価をもとに計算された月ごとの合計額(当該月の料金)を翌月 11 日から 20 日までの間に請求いたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

○お支払い方法は、現金集金・口座振替(毎月 26 日引落、休業日の場合は翌営業日引落)のどちらかを選べます。

○サービス実施のために居宅において使用される水道、ガス、電気、電話の費用は利用者負担となります。

(5) 料金の変更

料金の変更がある場合は、あらかじめ説明を行い、同意を得るものとします。

4. 訪問看護の内容に関する苦情

当事業所の提供した訪問看護に対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細なことでも構いませんので、次の窓口まで連絡ください。

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者 外川 広太郎

電話 017-752-9119

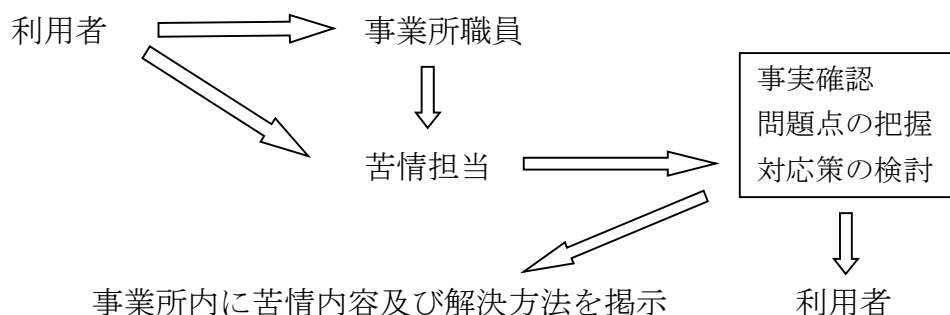
FAX 017-752-9112

受付日 月曜日から金曜日

(但し、祝日・8月13日～8月15日・12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

(2) 処理手順



(3) その他

当事業所以外に青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合会

電話番号 017-723-1301

5. 秘密保持

(1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。このことは退職後においても同様とします。

(2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、市町村への情報提供等においても利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。

6. 賠償責任

サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

7. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。また、家族等へも連絡します。

看護師以外の職員が電話対応した際は事業所のマニュアルに従い対応し、看護師へ速やかに連絡し記録いたします。

主治医	医療機関名			
	氏名		電話番号	
緊急 連絡先	住所			
	氏名	続柄	電話番号	

8. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施を行い、措置を適切に実施するための担当者を設置します。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族、その他居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。利用者に対して、当事業所の看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。なお、当事業所は**日本訪問看護財団のあんしん総合保険制度**と損害賠償保険契約を結んでおります。

10. 臨地実習の受け入れ

当事業所は、看護学生等の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生等の臨地実習は以下の基本的な考えで望むことにしておりますので、看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

1. 学生等が看護援助を行なう場合、説明を行い、利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。また、実習に関する意見や質問がある場合は同行の看護師に直接訪ねることができます。
2. 学生等が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。また、臨地実習を通して知り得た利用者および利用者の家族に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。
3. 利用者および利用者の家族は、学生等の同行訪問に同意した後も学生等が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。

☆ターミナルケアに係る体制について

ターミナルケアの実施にあたり、緊急時等に対応するため、24 時間体制で支援します。

○連絡先

訪問看護ステーションあうら

電話：017-752-9119（24時間いつでもつながります）

○担当者氏名 外川 広太郎

※当事業所では、担当者をはじめ看護職員全員が連携して支援する体制となっております。

○緊急時について

緊急時の対処法等については訪問の際にあらかじめ説明しますが、不安や疑問がございましたら、慌てずに、まずはお連絡下さい。看護職員が状況に応じた指導・助言、主治医への連絡、又は訪問等の対応をします。

個人情報使用同意書

私（及び私の家族等）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- (1) 訪問看護のサービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員又は介護予防支援担当者と介護サービス事業者との間で行われる連絡調整及びサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合（要支援・要介護認定を受けている場合）
- (2) 利用者の要望、状態の変化に応じて、適切に対処するにあたり、主治医及び関係機関と連携を図る必要がある場合
- (3) サービス利用中、体調不良等により保険医療機関への情報提供の必要性が生じた場合
- (4) 介護保険・医療保険の請求事務に必要な場合
- (5) 公的機関等からの調査依頼において必要な場合
- (6) サービス提供中の事故に関わる保険会社等への相談・届出等において必要な場合
- (7) 「介護サービス情報の公表」に関わる調査に必要な場合
- (8) その他訪問看護を受けるにあたって必要な場合
- (9) 上記各号に関わらず緊急を要する場合

2. 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター、居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所及び在宅生活を継続するにあたって必要と思われる者
- (2) 主治医及び主治医の所属医療機関、保険薬局、医療・福祉サービス事業者
- (3) その他保険医療機関
- (4) 国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、自治体（保険者）
- (5) 公的機関等
- (6) 地方公共団体、保険会社等
- (7) 「介護サービス情報の公表」における調査機関
- (8) 地域包括支援センター、民生委員等必要と思われる者
- (9) 緊急内容により必要と思われる関係機関等

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間及び保険事務終了までの期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報については必要最小限で使用するものとし、サービス提供に関わる目的以外では決して使用しない。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の日時・出席者・内容等について記載し、会議以外で利用した場合においても同様に記録する。

訪問看護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

	内 容	備 考
①		
②		
③		
④		
⑤		

利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

利用料			1 割負担	2 割負担	3 割負担
管理療養費	月の初日	1 3, 2 3 0 円／日	1, 323 円	2, 646 円	3, 969 円
	2 日目以降	3, 0 0 0 円／日	300 円	600 円	900 円
基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）					
・ 看護師	（週 3 日目まで）	5, 5 5 0 円／日	555 円	1, 110 円	1, 665 円
	（週 4 日目以降）	6, 5 5 0 円／日	655 円	1, 310 円	1, 965 円
・ 准看護師	（週 3 日目まで）	5, 0 5 0 円／日	505 円	1, 010 円	1, 515 円
	（週 4 日目以降）	6, 0 5 0 円／日	605 円	1, 210 円	1, 815 円
・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5, 5 5 0 円／日	555 円	1, 110 円	1, 665 円
基本療養費（Ⅱ）（同一日に同一建物内 3 名以上の場合）					
・ 看護師	（週 3 日目まで）	2, 7 8 0 円／日	278 円	556 円	834 円
	（週 4 日目以降）	3, 2 8 0 円／日	328 円	656 円	984 円
・ 准看護師	（週 3 日目まで）	2, 5 3 0 円／日	253 円	506 円	759 円
	（週 4 日目以降）	3, 0 3 0 円／日	303 円	606 円	909 円
・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		2, 7 8 0 円／日	278 円	556 円	834 円
基本療養費（Ⅲ）			850 円	1, 700 円	2, 550 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）			78 円	156 円	234 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算			5 円	10 円	15 円
24 時間対応体制加算			680 円	1, 360 円	2, 040 円
特別管理加算			① 500 円	1, 000 円	1, 500 円
			② 250 円	500 円	750 円
ターミナルケア療養費 1			2, 500 円	5, 000 円	7, 500 円
ターミナルケア療養費 2			1, 000 円	2, 000 円	3, 000 円
長時間訪問看護加算			520 円	1, 040 円	1, 560 円
緊急訪問看護加算 月 14 日目まで			265 円	530 円	795 円
月 15 日目以降			200 円	400 円	600 円

難病等複数回訪問加算 ※1				
イ. 1日に2回の場合	4,500円/日 (4,000円/日)	450円 (400円)	900円 (800円)	1,350円 (1,200円)
ロ. 1日に3回以上の場合	8,000円/日 (7,200円/日)	800円 (720円)	1,600円 (1,440円)	2,400円 (2,160円)
複数名訪問看護加算 ※1				
イ. 看護師、理学療法士等	4,500円/日 (4,000円/日)	450円 (400円)	900円 (800円)	1,350円 (1,200円)
ロ. 准看護師	3,800円/日 (3,400円/日)	380円 (340円)	760円 (680円)	1,140円 (1,020円)
ハ. 看護師等、看護補助者	3,000円/日 (2,700円/日)	300円 (270円)	600円 (540円)	900円 (810円)
ニ. 看護師等、看護補助者				
(1) 1日に1回の場合	3,000円/日 (2,700円/日)	300円 (270円)	600円 (540円)	900円 (810円)
(2) 1日に2回の場合	6,000円/日 (5,400円/日)	600円 (540円)	1,200円 (1,080円)	1,800円 (1,620円)
(3) 1日に3回以上の場合	10,000円/日 (9,000円/日)	1,000円 (900円)	2,000円 (1,800円)	3,000円 (2,700円)
退院時共同指導加算	8,000円/回	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円/回	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ※2	6,000円/日 (8,400円/日)	600円 (840円)	1,200円 (1,680円)	1,800円 (2,520円)
在宅患者連携指導加算	3,000円/回	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/回	200円	400円	600円
乳幼児加算 ※3	1,300円/日 (1,800円/日)	130円 (180円)	260円 (360円)	390円 (540円)
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月	250円	500円	750円
専門管理加算	2,500円/月	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 1	1,500円/月	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 2	1,500円/月	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 3	1,500円/月	150円	300円	450円
特別地域訪問看護加算. ロ		基本療養費に50%を加算		

※1. 括弧内の金額は同一日に同一建物内で3名以上対象者がいた場合の金額となります

※2. 括弧内の金額は長時間の訪問を要する利用者に対し、90分を超える退院支援指導を行った場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合の金額となります

※3. 括弧内の金額は厚生労働大臣が定める者に該当する場合の金額となります

契約書、個人情報使用同意書について、利用者又はその代理人に説明を行いました。

契約を証明するため、本書2通を作成し、事業者及び利用者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

(事業者)

<事業者名> 株式会社あうら
<所在地> 青森市大字駒込字桐ノ沢19番地4
<代表者名> 代表取締役 川越 幸夫

<事業所名> 訪問看護ステーションあうら
<所在地> 青森市幸畑2丁目6番10号
<管理者名> 外川 広太郎

(利用者) 私は、重要事項の説明を受け、契約内容に同意し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。また、個人情報使用同意書について同意します。

<住所> _____

<氏名> _____ 印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、または確認が困難なため、説明に同意し本人に代わり上記署名を行いました。

<住所> _____

<氏名> _____ 印

<利用者との関係> _____

私は、本契約書 第10（臨地実習の受け入れ）について同意します。

<氏名> _____